

第九十七号議案

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第八十五号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。